



宮 崎 県 公 報

平成27年3月9日(月曜日) 第2673号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定……………(医療業務課) 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障害福祉課) 1

- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始……………(“) 2
- 都市計画事業の変更の認可……………(都市計画課) 2
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(“) 3

告 示

宮崎県告示第 165号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎善仁会病院	宮崎市新別府町江口 950番地 1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年3月1日から平成30年2月28日まで

宮崎県告示第 166号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成27年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
鈴木智毅	医療法人久康会平田東九州病院	延岡市	循環器内科・リハビリテーション科	平成27年3月1日
村岡辰彦	美郷町国民健康保険西郷病院	美郷町	整形外科	平成27年3月1日
山田愛	県立日南病院	日南市	小児科	平成27年3月1日

宮崎県告示第 167号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年3月9日から平成27年3月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道448号	日南市南郷町贄波字御津3236番3地先から同市同町贄波字丑牧3220番24地先まで	旧	6.3 ~ 75.3	829.7
				新	6.3 ~ 75.3	829.7
					9.7 ~ 46.7	571.7

宮崎県告示第 168号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年3月9日から平成27年3月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
6	県道	日之影字目線	西臼杵郡日之影町大字七折字中尾8697番1地先から同郡同町同大字	旧	4.6 ~ 33.4	480.0
				新	10.0 ~ 38.0	480.0

			字椎屋谷86 15番4まで			
--	--	--	------------------	--	--	--

宮崎県告示第 169号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 9 日から平成27年 3 月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
204	県道	下野鹿 狩戸線	西白杵郡高 千穂町大字 岩戸字古森	旧	6.0 ~ 18.0	155.0
			1753番 2 地 先から同郡 同町同大字 同字1734番 1 地先まで	新	8.0 ~ 18.0	155.0

宮崎県告示第 170号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 9 日から平成27年 3 月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
6	県道	日之影 字目線	西白杵郡日 之影町大字 七折字中尾 8697番 1 地 先から同郡 同町同大字 字椎屋谷86 15番 4 まで	平成27年 3 月 9 日

宮崎県告示第 171号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成23年宮崎県告示第2266号による都城広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
都城市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
都城広域都市計画道路事業 3・5・61号 鷹尾上長飯通線
都城広域都市計画道路事業 3・4・60号 郡元通線
都城広域都市計画道路事業 3・6・52号 桜馬場通線
- 3 事業施行期間
平成23年 3 月10日から平成31年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）オリックス貸店舗
延岡市昭和町二丁目55番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス株式会社 代表執行役 井上亮
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9 番40号
その他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年10月25日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,215㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 65台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
A 棟西側 8 台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
A 棟北側（荷さばき施設No.1） 40㎡
B 棟北側（荷さばき施設No.2） 21㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
A 棟北側（廃棄物等保管施設No.1） 6.08㎡
B 棟南側（廃棄物等保管施設No.2） 1.76㎡
合計 7.84㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時30分（株式会社アルペン）
24時間営業（その他未定）

<p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 建物敷地西側及び北側</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで（荷さばき施設No.1） 24時間（荷さばき施設No.2）</p> <p>8 届出年月日 平成27年2月24日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成27年3月9日から平成27年7月9日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成27年3月9日から平成27年7月9日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成27年3月9日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール宮崎 宮崎市新別府町船戸 750番1</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 （変更前）イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一 （変更後）イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫</p> <p>4 変更の年月日 平成27年2月1日</p> <p>5 変更した理由 建物設置者の代表者交替のため</p> <p>6 届出年月日 平成27年2月24日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p>	<p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成27年3月9日から平成27年7月9日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成27年3月9日から平成27年7月9日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>
--	--

--	--